

仕様書

1. 業務概要

岡山市保健所からの指示を受け、市内医療機関等で採取又は検査された検体を受け取り、所定の方法により梱包したうえで、市内の地方衛生研究所へ搬送するもの。

2. 委託内容

- (1) 受託者は、市から翌日以降に回収する検査検体の一覧表を受け取る。ただし、緊急に対応する必要があり、かつ回収した検体を当日の指定された時間までに地方衛生研究所に持ち込めるときは、双方協議のうえ、回収の可否を決定するものとする。
- (2) 回収する検体等は下記のとおりとする。
 - ア 感染症発生動向事業において定点医療機関等が採取した検体等。
 - イ その他、受託者が実施する行政検査や積極的疫学調査等、発生動向事業のため検査が必要と認める検体等。
- (3) 受託者は、一覧表により記載された日時、医療機関等において下記のとおり、検査検体を受領する。
 - ア 検体回収及び搬送時は、守衛室等で身分証を提示すること。
 - イ 梱包時には、検査検体と一覧表の内容を突合確認したうえで、「6. 梱包方法及び輸送」に定める方法により検査検体の梱包を行う。
 - ウ 2(2)アの回収時には、書類も収集することとし、収集した書類は搬送先の職員に渡すこと。
 - エ 梱包にかかる二次、三次容器については、原則として受託者が用意することとする。
- (3) 受託者は、回収した検査検体を回収当日のうちに「4.(2)搬送先」に定める施設に持ち込む。その際、以前に持ち込んだ梱包資材を回収するものとする。
- (4) 本業務の履行にあたってはマスク、手袋を着用するなど、感染予防策を講ずること。
- (5) 事故等の不足の事態が生じたときは、速やかに岡山市保健所に連絡し、指示を仰ぐこと。
なお、受託者は、業務中は携帯電話を所持しておくこと。
- (6) 検体及び一覧表の扱いについては、患者氏名等の個人情報外部から見えないように慎重に扱うこと。

3. 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(ただし、土・日・祝日は協議によるものとする。)

4. 検体回収場所及び搬送先

- (1) 検体回収場所

市内の医療機関等、案件ごとに受注者が指定する。

2. (2)アの回収については、医療機関は次に掲げるとおりとする。

※対象医療機関は 5 医療機関あり全て市内となっている。

具体医療機関名については入札希望者に別途伝えることとする。

(2)搬送先

岡山県環境保健センター(岡山市南区内尾 739-1)

岡山市保健所衛生検査センター(岡山市北区鹿田町1-1-1保健福祉会館6F)

5.検体の種類・数量等

種類:(1)四種病原体:2~5 類感染症の患者や疑似症患者の菌株等

(2)臨床検体:感染症発生動向調査事業や積極的疫学調査に基づき採取された患者の血液、尿、喀痰、鼻咽頭ぬぐい液、便、髄液、唾液等

数量:2(2)アの回収については、1 医療機関あたり最大 10 検体

2(2)イの回収については、1 医療機関あたり2~3 検体程度(見込み)

全回収件数 50 件(見込み)

6. 梱包方法及び輸送

梱包方法及び輸送方法については、下記に基づいて三重包装と適切な温度管理を行いながら社用車等で搬送すること。

ア「特定病原体等の安全運搬マニュアル(厚生労働省健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策 令和5年9月更新)」

イ「特定病原体等に係る事故・災害時対応マニュアル(厚生労働省健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策 令和5年9月更新)」

ウ「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版(日本語版 翻訳・監修 国立感染症研究所)」

また、令和2年4月14日 厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症発生動向調査事業等において検体等を送付する際の留意事項について(健感発0414第6号)」及び「(別添)貨物自動車運送事業者を利用して検体等を送付する場合の包装に関する遵守事項」を遵守すること。

なお、当該マニュアル随時改訂されるので、最新のマニュアルを参照すること。

7. 委託料について

委託料の支払いについては、毎月払いとし、毎月の数量が確定した段階において、次の積算式により積算した額に消費税及び地方消費税相当を加えた額とする。

(一検体当たりの単価※1×検体数)+(一日あたりの回収経費※2×回収実施日数)

※1 2(2)イの回収については、一検体当たりの単価に 4.0 を乗じた額とする。しかし、同一人物から複数検体採取した場合は、一検体として取り扱う。

※2 一日あたりの回収経費については、一検体当たりの単価に 10.0 を乗じた額とする。

8. 市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書

受託者は、契約書作成に合わせて市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書を締結すること。

9. その他

契約書及び仕様書に定めがない事項又は業務履行中に疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ、決定する。